



経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気付きをお届けする

[図表1] 2023年度注目の助成金

①65歳以上雇用推進助成金	定年の引き上げや高齢者の雇用管理制度の整備などを実施する事業主を対象とした助成金 ▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html
②人材開発支援助成金	労働者が、職務に関連した専門的な知識や技能を学ぶための経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度 ▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html
③産業雇用安定助成金	新型コロナの影響で事業を一時的に縮小した事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向に要した賃金や経費の一部を助成する制度 ▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjigyou-saikouchiku.html
④両立支援等助成金	働き続けながら子育てや介護を行う従業員に対して、就業環境の整備に取り組む事業主に支給される助成金 ▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html
⑤働き方改革推進支援助成金	時間外労働の上限規制に関連し、環境整備に取り組む中小企業事業主に支給される助成金 ▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html

国の施策を反映し、多くの助成金制度が設立されています。新設・廃止される助成金もあるため、最新情報のチェックは欠かせません。また、古くから続いている助成金もありますが、コースや要件、助成額などは毎年変化しています。

2023年度に注目すべき助成金について、和貴社会保険労務士法人代表 假谷美香特定社会保険労務士にお話をうかがいました。未確定な部分もありますが、大まかな方向性を把握するためにも本記事をお役立てください。



【監修】

特定社会保険労務士/
人事コンサルタント

假谷 美香 氏

“日本企業にやりがいと生きがいを持ったビジネスパーソンを増やす”をミッションに、日夜、管理職研修、教育制度の策定などを通してハラスメントの撲滅に努めている。

2023年度の 助成金制度の動き

2020年、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、さまざまな業種が打撃を受けました。売上が大きく減少した企業も多く、雇用調整助成金をはじめとするコロナ対策のための助成金制度も新設されました。

2023年5月に新型コロナウイルスが2類相当から5類に引き下げられることに決まりましたが、こうした動きを受けて、助成金制度においてもコロナ対策の助成金は予算が引き下げられています。また、キャリアアップ助成金をはじめ複数の助成金において、生産性を向上させた事業所に対して助成額等の割増しを行う「生産性要件」が廃止され、代わりに賃金要件などの別の加算要件を設けるといった変化がありました。これにより、助成金を使いやすくなる可能性があると考えられます。

具体的な助成金をピックアップしながら、2023年度の特徴や動きについて見ていきましょう。

2023年度 注目の助成金

注目の助成金①

65歳以上雇用推進助成金

▼2023度も継続の見込み

65歳超雇用推進助成金は、生涯現役で働ける社会を実現するために、定年の引き上げや高齢者の雇用管理制度の整備などを実施する事業主を対象とした助成金です。

- ① 65歳超継続雇用促進コース
- ② 高齢者評価制度等雇用管理改善コース
- ③ 高齢者無期雇用転換コース

の3つが設定されています。

助成額はコースによって異なります。例えば② 高齢者評価制度等雇用管理改善コースであれば、50万円を上限として、支給対象となる経費の60%（中小企業の事業主以外は45%）を乗じた額が助成されます。

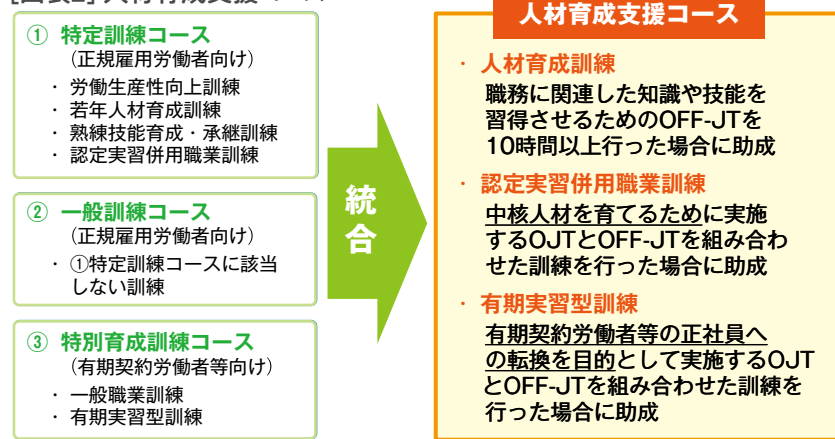
注目の助成金②①

人材開発支援助成金①

▼3つのコースが統合されること

人材開発支援助成金とは、従業員にして職務に関連した専門的な知識や技能を学ぶための職業訓練などを実施したときに、そのための経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成する制度です。

[図表2] 人材育成支援コース



出典：「人材開発支援助成金を利用しやすくなります～訓練コース統合のご案内～」(厚生労働省)

[図表3] 教育訓練休暇等付与コース

- 1 教育訓練休暇制度**
3年間に5日以上取得可能な有給の教育訓練休暇を導入し、実際に適用した事業主に助成(制度導入に対して30万円を支給)
- 2 長期教育訓練休暇制度**
30日以上長期教育訓練休暇の取得可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成(制度導入に対して20万円を支給、有給の休暇に対して、1人につき1日6,000円 最大150日分の賃金助成を支給)
- 3 教育訓練短時間勤務等制度**
30回以上の所定労働時間の短縮および所定外労働時間の免除が可能な制度を導入し、実際に1回以上適用した事業主に助成(制度導入に対して20万円を支給)

出典：「人材開発支援助成金(教育訓練休暇等付与コース・人への投資促進コース)のご案内(詳細版)」(厚生労働省)

- 有期実習型訓練を除き、雇用形態を問わず訓練の受講が可能となった
- OFF-JTの最低訓練時間は10時間以上統一

一方で、有期契約労働者等を正社員化した場合の助成率は、引き続き高率助成のままとなっています。有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が休暇を取得して訓練を受けたとき

に助成を受けられる「教育訓練休暇等付与コース」も、注目しておきたい助成金のひとつです。(図表3)

本助成金に申請するためには、まずは制度の導入から始めなければなりません。制度を導入し、就業規則を改定し、更に従業員がその制度を使用することで要件を満たし、助成金の申請が可能になります。

他の助成金制度にもいえることですが、すでに訓練休暇制度を設定している企業は、この助成金の申請要件にあてはまりません。この点は注意してください。

注目の助成金②②

人材開発支援助成金②

▼事業展開等リスクリング支援コースが新設

人材開発支援助成金で、2023年に新設されたのが「事業展開等リスクリング支援コース」です。

これは「新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識および技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度」で、中小企業に対しては、経費助成の75%、賃金助成は1人1時間あたり960円が助成されます。

経費については、企業規模や実訓練時間数によって最大50万円の助成限度額が設定されているほか、賃金助成は1200時間（専門実践教育訓練については1600時間）の限度時間が設定されています。

人材育成支援コースとの大きな違いは、本コースが新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴う知識や技能の習得を対象としていることです。人材育成支援コースは今従事している仕事のスキルアップを目的とした訓練が助成対象になります。事業展開等リスキリング支援コースの場合は対象外となります。

注目の助成金③

産業雇用安定助成金

▼事業再構築支援コースが新設

産業雇用安定助成金とは、新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に對して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成する制度です。

こちらにも生産性要件が廃止されたほか、新たに「事業再構築支援コース」が設定されました。これは、新たな事業への進出などの事業再構築を行うため、当

該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援する制度です。

事業再構築に必要なコア人材を常時雇用する労働者として雇い入れること、基本給および諸手当が年間350万円以上という要件などが設定されています。

中小企業庁が実施している「事業再構築補助金」という補助金制度で採択されることも必要です。産業雇用安定助成金の申請が通れば、中小企業は1人あたり280万円、5人まで助成を受けることができま

す。条件は少し厳しくはあるものの、350万円のうち280万円の助成が受けられると考えると、メリットは大きいといえそうです。

注目の助成金④

両立支援等助成金

▼子育て・パパ支援助成金に注目

両立支援等助成金は、働き続けながら子育てや介護を行う従業員に対して、雇用の継続を図るための就業環境の整備に取組む事業主に支給される助成金です。助成金の名前にもあるとおり、従業員が仕事と家庭生活を両立できるよう支援することが目的です。

本助成金には、
①出生時両立支援コース（子育て・パパ

支援助成金

②介護離職防止支援コース

③育児休業等支援コース

という3つのコースがありますが、特に力を入れているのが子育て・パパ支援助成金です。

「出生時両立支援コース（子育て・パパ支援助成金）」は、男性労働者が対象のコースです。こちらは育児休業を取得すると20万円の助成を受けられるほか、代替要員を確保した場合には20万円（3人以上は45万円）の代替要員加算も受けられます。



もう1つが「育児休業等支援コース」です。これは育児休業を取得して職場復帰したときに助成を受けられる制度で、介護離職防止支援コースと同様、育児休業支援プランを策定することが要件となっています。こちらは男性だけでなく女性も対象です。

また、育児休業等に関する情報公開加算が新設されました。2022年から変わっているところが多いので、最新情報をチェックは欠かせません。

また「介護離職防止支援コース」も重要です。日本の高齢化が進み、介護離職が増え

ています。離職まではいかずとも、自宅で介護をしながら働く人も増えていきます。介護で仕事ができない人に向けては介護休業という制度がありはするものの、「復帰したときに仕事がないのではないか」「休業前の職場に戻れないのではないか」という不安を抱えながら休業する方も少なくありません。

こうした不安を払拭しつつ、介護をしながら働き続けられるように職場環境を整えることが企業には求められており、それを助成するのが介護離職防止支援コースです。

まずは介護支援プランを策定し、そのプランに基づいて実際に従業員が介護休業を取得し、その後復帰した場合に、介護休業取得時に30万円、復帰時に30万円の助成を受けられます。休業だけでなく、介護両立支援制度の導入なども助成の対象です。

注目の助成金⑤

働き方改革推進支援助成金

▼適用猶予業種等対応コースの予算が増加

労働基準法では、時間外労働の上限を月に80時間と義務付けています。しかし、建設業や運送業、医師などの医療従事者に対しては、これらの上限規制の適用が猶予されていました。仕事の性質上、上

〔図表4〕適用猶予業種等対応コース 支給対象となる取組み

- 1 労務管理担当者に対する研修
- 2 労働者に対する研修、周知・啓発
- 3 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
- 4 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 5 人材確保に向けた取組み
- 6 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- 7 労務管理用機器の導入・更新
- 8 デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
- 9 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など）

出典：「働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース）」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692_00001.html

限規制を設けることが難しいという状況があったからです。
 しかし、長時間労働を要因とする労災事故なども起きている実情を踏まえ、適用除外されている業種に対しても他の業種と一緒に労働基準法の枠内に入れようという動きが出てきました。そして2024年4月から、建設業や運送業などの適用猶予業種に対して時間外労働の上限規制が適用される予定です。
 猶予期間の終了は以前からアナウンスされていたため、適用猶予業種の多くの企業や医療機関が対応を進めています。

ただ、やはりなかなか対応を進めることができない企業もあることから、その支援として本助成金に「適用猶予業種等対応コース」が新設されました。

社会保険労務士などの外部専門家によるコンサルティングや、就業規則・労使協定等の作成・変更など9つの取組みが支援対象となっていて、2024年1月31日までに取組みを実施することが求められています（図表4）。取組みの実施に要した経費の一部が助成の対象となっており、助成の上限額は成果目標によって異なります。

助成金を検討する際に注意したいこと

以上、2023年度に注目したい助成金について見てきました。記事執筆時の情報とは内容が若干変わっている可能性もありますので、実際に検討する際には最新情報を確認するようにしてください。基本的に、助成金は4月から5月に向けて要件などが確定します。ただ、その後は一切変更がないかというと、そうとも限りません。年度途中で要件等に変更が生じる可能性もありますし、人気の助成金になると、年度途中で助成金制度そのものが終了することもあります。

そうした変化を知らないまま申請してしまうと、最悪の場合、助成金の受給ができない可能性もあります。

そうならないよう、計画書の提出が必要な助成金については計画書の提出前、計画の実践中、それから計画を実践して実際に助成金を申請するときという3つのタイミングで最新情報を確認しておく目安です。

また、不正受給は重いペナルティーが科されるおそれもありますから、絶対に避けましょう。不正にあたるかどうか判断に迷ったときには、社労士などの専門家に確認することがリスク管理の意味でも重要です。

ここでご紹介したのは、主に厚生労働省が主体となっている助成金です。しかし助成金の中には、東京都や大阪市などの地方自治体が主体となっているものも数多くあります。なかには厚生労働省の助成金よりも充実した助成を受けられる制度もありますので、自治体が独自で設立している助成金もチェックしておくことをおすすめします。

経済産業省が運営している「ミラサポ plus」という中小企業向けの補助金・総合支援サイトには、全国の助成金や補助金の情報が載っています。こうしたサイトも活用しながら、助成金に取組んでみるといいでしょう。



ミラサポplus
<https://mirasapo-plus.go.jp/>

本誌に掲載の記事は2023年4月10日時点での情報を基に作成しております。

発行：株式会社 星和ビジネスリンク

本社：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル4階
 TEL: (03) 5439-2370 (大代表) FAX: (03) 5439-2371

※本誌からの無断転載、コピーを禁止します。(非売品)

●お届けいたしましたのは



NISSAY

(生 23 - 1682, 法人開拓戦略室)